

Go To トラベル事業 Q&A 集
(泊数制限の導入について)

令和2年10月30日版

Q1 支援の対象となる旅行商品について、泊数制限を導入することですが、その具体的な内容について教えてください。

A Go To トラベル事業開始時においては、観光・ビジネスの別を問わず、人の動きが激減していたことから、上限泊数について特段の制限を設けておりませんでした。人の動きが回復してきている中、8泊以上の観光目的での宿泊がごく少数であるという利用実態等を踏まえ、また、より多くの旅行者に本事業を有効に活用いただき、観光需要を最大限に喚起する観点から、1回の旅行で7泊分までを支援の対象とすることとします。(例えば、8泊以上の宿泊を伴う旅行であれば、7泊分までを支援の対象とします。)

<例>

① 1人1泊1万円の温泉旅館に10連泊する場合、1回の旅行で7泊分までを支援の対象とすることから、支援額は、

1万円(一泊あたりの価格) × 1/2(支援割合) × 7(泊) = 3.5万円

② 10泊11日 1人20万円のツアーに参加する場合、1回の旅行で7泊分までを支援の対象とすることから、支援額は、

2万円(一泊あたりの価格) × 1/2(支援割合) × 7(泊) = 7万円

上記の運用については、参加事業者や旅行者の皆様への一定の周知期間を設けた上で、11月17日(火)0時以降の予約・販売分より適用します。